寒河江市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程

　（事業の目的）

**第１条**　社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会が開設する寒河江市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」（介護予防にあっては「介護予防訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。）という。以下同じ。）が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護（介護予防にあっては「指定介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。）を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

**第２条**　事業所の訪問入浴介護従業者は、要介護者又は要支援者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の機能維持等を図る。

２　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

**第３条**　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名称　　寒河江市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所

　（２）所在地　山形県寒河江市中央二丁目２番１号

　　　　　　　　（寒河江市総合福祉保健センター２階）

　（職員の職種、員数及び職務内容）

**第４条**　事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　（１）管理者　　　１名

　　　　管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　（２）看護職員　　看護師又は准看護師　２名以上

　　　　看護職員は、健康状態の確認及び指定訪問入浴介護の提供に当たる。

　（３）介護職員　　介護福祉士　１名以上

　　　　　　　　　　介護職員初任者研修課程修了者　３名以上

　　　　介護職員は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

　（４）事務職員　　２名（兼務職員）

　　　　必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

**第５条**　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から翌年１月３日までを除く。

　（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）その他　　訪問入浴介護従業者の勤務に支障がない場合は、常時サービスを提供する。

　（指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額）

**第６条**　指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額（利用者負担額）は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

（１）訪問入浴

（２）訪問入浴・部分浴

２　事業所は、前項の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問入浴介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者又はその家族から受けるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費の額は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルあたり４０円とする。

３　事業所は、前２項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者又はその家族に対し交付しなければならない。

４　事業所は、第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

５　利用者は、指定訪問入浴介護の利用予定日の前日までに申し出をせず、又は体調不良等正当な事由によらず利用を中止した場合は、原則として、当該利用料金の１割相当額の取消料を事業者に支払うものとする。

　（通常の事業の実施地域）

**第７条**　通常の事業の実施地域は、寒河江市、河北町、大江町及び朝日町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

**第８条**　利用者又はその家族は、指定訪問入浴介護のサービスを受けるときは、次の各号に規定する事項について留意しなければならない。

（１）利用者の健康の確認

（２）入浴時における室温の保持

（３）利用者の着衣及び消耗品の準備

（４）その他指定訪問入浴介護のサービスを受ける際に必要なこと

　(緊急時等における対応方法)

**第９条**　訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

　（虐待の防止のための措置に関する事項）

**第１０条**事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

　（身体拘束等）

**第１１条**　事業所は、事業所サービスの提供に当たっては、利用者又は外の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

２　事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければならない。

　（その他運営に関する重要事項）

**第１２条**　事業所は、訪問入浴介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1. 採用時研修　採用後６か月以内
2. 継続研修　　年２回

２　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。